

森づくりに関する支援制度

森林の多面的機能の維持・増進や林業の振興による中山間地域の経済の活性化に向け、持続可能な森づくりの推進に取り組んでいます。実施に当たっては、さまざまな補助事業が活用できますので、ぜひご検討ください。



森林を手入れしたいとお考えの方

- 保育間伐など
- 造林事業（環境林整備事業）
県が定めた標準単価の72%など
- 造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- 緊急間伐総合支援事業（公益林保全整備事業）
定額80,000円/ha

保育間伐とは、森林の込み具合に応じて、樹木の一部を伐採し、残った木の成長を促す作業です。保育間伐を行うと、光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され、森林の持つ機能が増進します。

再造林をお考えの方

- 再造林など（鳥獣害防止施設含む）
- 造林事業（特定森林再生事業）
県が定めた標準単価の72%など
- 造林事業（森林環境保全直接支援事業）
県が定めた標準単価の68%など
- コウヨウザン（早生樹の植栽）
- 耕作放棄地への新規植林
が補助対象になりました。

県独自の加算事業

- 再造林など
 - 森林資源再生支援事業
県が定めた標準単価の27%
(補助率68%の場合は合わせて95%)
 - 保育間伐など
 - みどりの環境整備支援交付金
27,000～41,000円/ha
- *国の補助事業に県が独自に上乗せを行う単独事業です。

国および県の補助事業とそのおもな内容です。また、事業によって補助要件などがあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

高知県林業振興・環境部 木材増産推進課（造林・間伐担当）：☎ 088-821-4602
中央東林業事務所：☎ 0887-53-0657
嶺北林業振興事務所：☎ 0887-82-0162

9月は大豊町ゆたかな森づくり月間です

「ゆたかな森づくり」とは、森林の多面的機能を持続的に発揮するため森林を守る、または育てることをいいます。
(大豊町ゆたかな森づくり条例より)

◆森林の多面的機能



町内の森林へ遊びに行く、所有の森林の様子を知るなど、この機会に身近な森林についてぜひ考えてみてください。

森林所有者の皆さん 森林の手入れをされていますか。

森林の意向調査に関するお知らせ

市町村が森林の意向調査（アンケート）を行っています。

間伐などの手入れがなされていない森林を対象に、順次、市町村から森林所有者の方々に所有森林に関する意向調査（アンケート）を行っています。

所有森林に関する意向調査は、森林経営管理制度に基づいて行われ、「森林を今後どのように管理していきたいか」など、所有者ご本人の意向を確認する調査です。

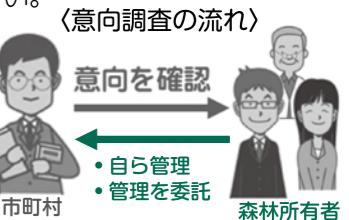
アンケートの用紙がお手元に届いた森林所有者の方は調査への回答をお願いします。
市町村によって、意向調査の進め方が異なりますので、以下の内容をご了承ください。

★意向調査は対象の地域を分けて、順番に実施します。

（※調査は一度に市町村の全域を実施しません。調査の実施をお待ちいただく地域があります。）

★準備に時間を要し、意向調査を直ぐに開始できない場合があります。

★意向調査の後に、森林所有者の森林の経営・管理の方針を伺い、市町村で適切な管理方法を検討します。



森林経営管理制度は、手入れがなされていない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者の方々と林業経営者（林業事業者）をつなぐ制度です。この制度を活用して健全な森づくりを進め、山崩れの防止や水源のかん養（※）、木材生産など、森林の多面的な機能を高めています。

責務の明確化

「森林の適切な管理」を森林所有者の責務として明確化
「適切な管理」とは…

森林の間伐、植栽、下刈りなどを必要に応じて実施すること

（※）木材生産など、森林の多面的な機能を高めています。

管理方法の選択

所有者が管理できる場合
(制度を活用しない)

森林所有者が自ら管理、または自ら林業経営者等に委託

所有者が管理できない場合
(制度を活用する)

市町村における管理方法

林業経営に適した森林
林業経営者に再委託

林業経営に適さない森林
市町村が管理

意向調査に関する問い合わせ先 大豊町 産業建設課 産業振興班 ☎ 0887-72-0453
制度に関する問い合わせ先 高知県林業振興・環境部森づくり推進課 ☎ 088-821-4574